

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した部分が改正部分である。

改正後	改正前
<p>（旅具通関扱いをする貨物の輸入申告）</p> <p>67-4-10 旅具通関扱いをする貨物の輸入申告手続については、次による。</p> <p>(1) 本邦に入国する旅客及び航空機の乗組員の携帯品の輸入申告は、その旅客及び航空機の乗組員が行う「携帯品・別送品申告書」(C-5360) A面の各項目を記入した当該申告書1通の税関への提出によるものとし、当該申告書を活用して、適正かつ迅速な通関を図ることとする。なお、国賓等に係る携帯品であってあらかじめ税関に申告事項が報告されている場合等、税関において監視取締上支障がないと認めたときは、口頭による申告を認めることとする。</p> <p>また、当該旅客及び航空機の乗組員の携帯品の数量又は価格が定率法第14条第7号又は第8号《携帯品の無条件免税》の規定に基づく免税の基準を超過している場合等の輸入申告は、「携帯品・別送品申告書」A面のほかそのB面に所要事項を記入したものの税関への提出によるものとする。</p> <p>ただし、別送品がある場合は下記(3)による。</p> <p>(2) 船舶の乗組員の携帯品の輸入申告は、その船舶が外国から到着した本邦の最初の港において、「乗組員携帯品申告書」(C-5370) 1通の税関への提出によるものとする。その船舶がその後本邦内の各港に寄港する場合においては、当該申告書を船長に託すなどの方法により寄港地税関へ送付するものとする。ただし、別送品がある場合は、下記(3)による申告も必要となる。</p> <p>なお、その船舶が乗組員の多い大型の周遊観光船であり、かつ、税関において監視取締上支障がないと認めたときは、上記(1)に準じた取扱いとすることとして差し支えない。</p> <p>（削除）</p> <p>(3) 旅客等に別送品がある場合の輸入申告は、その入国際に、その旅客等が行うA面のほかそのB面に所要事項を記入した「携帯品・別送品申告書」2通の税関への提出によるものとし、税関において当該申告書を受理したときは、うち1通に確認済の旨を記載して申告者に交付する。</p>	<p>（旅具通関扱いをする貨物の輸入申告）</p> <p>67-4-10 旅具通関扱いをする貨物の輸入申告については、次による。</p> <p>(1) 旅客の携帯品については、その旅客が、本邦の居住者であり、かつ、その携帯品の数量又は価格が定率法第14条第7号又は第8号《携帯品の無条件免税》の規定に基づく免税の基準を超過している場合又は銃砲・刀剣類を所持している場合に限り、「携帯品・別送品申告書」(C-5360) 1通を税関に提出させることにより申告させ、その他の場合においては、口頭による申告とする。ただし、別送品がある場合は下記(4)による。</p> <p>(2) 船舶の乗組員の携帯品については、その船舶が外国から到着した本邦の最初の港において、「乗組員携帯品申告書」(C-5370) 1通を税関に提出させることにより申告させ、その船舶がその後本邦内の各港に寄港する場合においては、当該申告書を船長に託すなどの方法により寄港地税関へ送付するものとする。なお、その船舶が乗組員の多い大型の周遊観光船であり、かつ、税関において監視取締上支障がないと認めたときは、口頭による申告を認めることとして差し支えない。ただし、別送品がある場合は、下記(4)による申告も必要となる。</p> <p>(3) 航空機の乗組員の携帯品については、原則として口頭による申告を認めることとする。ただし、別送品がある場合は下記(4)による。</p> <p>(4) 旅客等に別送品がある場合には、その携帯品及び別送品について、入国際に、「携帯品・別送品申告書」2通を税関に提出させることにより申告させ、受理したときは、うち1通に確認済の旨を記載して申告者に交付する。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した部分が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(4) 旅客等が別送品を輸入する場合の申告は、上記(3)により税関の確認を受けた「携帯品・別送品申告書」の税關への提出によるものとし、税關において別送品の全部の通關を認めたときは、その旨を当該申告書に記載し整理保管する。また、別送品の一部の通關を認めたときは、当該申告書に、通關年月日、通關数量その他所要事項を記載して申告者に返還し、別送品の全部の通關を認めた際にその旨を記載し整理保管する。</p> <p>なお、上記(3)による「携帯品・別送品申告書」の確認がない場合であっても明らかに身回品と認められるもの又は数量が少ないものについては、実情に応じ旅具通關を認めて差し支えない。</p>	<p>(5) 別送品を輸入する場合には、上記(4)により税關の確認を受けた「携帯品・別送品申告書」を税關に提出させる。これにより別送品の全部の通關を認めたときは、その旨をこれに記載し整理保管する。また、別送品の一部の通關を認めたときは、当該申告書に、通關年月日、通關数量その他所要事項を記載して申告者に返還し、別送品の全部の通關をみとめることとなつた際にその旨を記載し整理保管する。</p> <p>なお、上記(4)に規定する「携帯品・別送品申告書」の提出がなかつたものであつても明らかに身回品と認められるもの又は数量が少ないものについては、実情に応じ旅具通關を認めて差し支えない。</p>
<p>(5) 託送品の場合又は携帯品若しくは別送品であつて旅客等が輸入許可書の発給を要求する場合は、「輸出・輸入託送品（携帯品・別送品）申告書」（C - 5340）2通の提出を求め、輸入の許可を行つたときは、うち1通にその旨を記載して申告者に交付する。</p>	<p>(6) 託送品の場合又は携帯品若しくは別送品であつて旅客が輸入許可書の発給を要求する場合は、「輸出・輸入託送品（携帯品・別送品）申告書」（C - 5340）2通を提出することにより申告させ、輸入の許可を行つたときは、うち1通にその旨を記載して申告者に交付する。</p>
<p>(6) 船舶又は航空機の資格内変の際の残存船（機）用品、不用船（機）用品又は主要食糧の荷粉であつて、旅具通關を行うものについては、「不用・残存船（機）用品等輸入・取卸申告書」（C - 5375）2通の提出を求め、輸入の許可を行つたときは、うち1通にその旨を記載して申告者に交付する。</p>	<p>(7) 船舶又は航空機の資格内変の際の残存船（機）用品、不用船（機）用品又は主要食糧の荷粉であつて、旅具通關を行うものについては、「不用・残存船（機）用品等輸入・取卸申告書」（C - 5375）2通を提出することにより申告させ、輸入の許可をおこなつたときは、うち1通にその旨を記載して申告者に交付する。</p>
<p>(7) 法第70条第1項又は第2項《他法令の確認》の規定による許可・承認等又は検査の完了若しくは条件の具備を必要とするものについては、これを証する書類を確認する。</p>	<p>(8) 法第70条第1項又は第2項《他法令の確認》の規定による許可・承認等又は検査の完了若しくは条件の具備を必要とするものについては、これを証する書類を提出させる。</p>